

高萩市森林組合だより

組合員の皆様には組合の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。昨年森林・林業基本計画が閣議決定され、新たな基本方針が「森林・林業・木材産業によるグリーン成長戦略」として、森林資源の適正な管理と利用、林業イノベーションによる2050年のカーボンニュートラルが掲げられました。当組合としても組合員の皆様の森林の適切な整備を通じ、環境保全と経営の安定に努めて参ります。

代表理事組合長 鈴木 幸男



令和4年度 植栽作業実施の森林



令和3年度 間伐作業実施の森林

令和4年度より伐採届が変わりました。

令和3年6月に閣議決定された森林・林業基本計画においては、人工林資源の循環利用を推進しつつ、多様で健全な姿へと誘導していくこととしています。そのためには、森林資源の保続を確保するとともに、造林、保育、伐採その他の森林施業を適切に行っていく必要があります。しかし、近年は林業に適した地域でも再造林を行わない森林が増加しており、皆伐地において粗雑に作設された集材路から土砂流出が発生する事例や、更新方法が適切では無いため天然更新出来ないケースが問題となっています。

このため、適切な森林伐採の確保（持続的伐採可能量の保続、伐採権者と造林権者の役割の明確化、作業への指導体制の確立）、適切な更新の確保（効率的な施業可能な森林の設定、天然更新計画地の確認）、森林窃盗・無断伐採事案の未然防止の観点から、森林計画制度の運用見直しが行われ、それに伴い伐採届も変更されました。次ページから記入例を掲載しますので参考にしてください。

山の木を伐採する前にチェックすること

→ yes
→ no

地域森林計画の対象民有林ですか？

森林法に基づく
届出は不要
(他の法令の確認は必要です)

保安林ですか？

事前に都道府県に申請・許可

森林経営計画の対象森林ですか？

伐採の90～30日までに市
町村へ「伐採届」を提出

組合や事業体の経営計画に伐採計画
が載っているか確認、変更手続き

間伐ですか？皆伐ですか？

間伐

皆伐

経営計画無し

経営計画有り

経営計画無し

経営計画有り

伐採完了後30日以内
に「状況報告」の提出

伐採完了後30日以内
に「事後の届出」の提出

2年以内に植栽。造
林完了後「状況報
告」の提出

2年以内に植栽。
「事後の届出」の
提出

伐採及び伐採後の造林の届出書記載例-1

4 規則第9条第1項の届出書の様式

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和※年※月※日

伐採の始まる
90～30日前ま
でに提出しま
す。

伐採を行
う森林が
ある市長
村長宛に
届出をし
ます。
様式は市
町村で異
なります
ので、HP
や担当課
でご確認
ください。

□□□ 市長 殿

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇
所有者 氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇
届出人 氏名 ▲▲▲▲▲▲▲▲

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
本伐採は届出者である ▲▲▲▲▲▲▲▲ が 〇〇〇〇〇〇〇〇 の所有する立木
(又は長期受委託契約に基づき が所有する立木) を伐採するものです。

森林の所有者
と実際に伐採
を行う林業事
業体の連名で
届けます。

1 森林の所在場所
□□ 市 □□ 町 大字 □□ 字 □□ □□番地
郡 村

2 伐採及び伐採後の造林の計画
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。



伐採及び伐採後の造林の届出書記載例-2

(別添)

伐採計画書

伐採面積は、小数点第3位四捨五入。伐採率は材積が基準となります。間伐の場合は切り過ぎに注意してください。

伐採作業を行う林業事業体を作成します。

1 伐採の計画

伐採面積	◎. ◎◎ha (うち人工林◎ha、天然林◎ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種	スギ・ヒノキ		
伐採年齢	◆～◆年生		
伐採の期間	●年●月●日～●年3月31日		
集材方法	集材路・架索・その他()		
集材路の場合 幅員・延長	幅員 ●●m ・ 延長●●●m		

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

伐採期間が事業年度を跨ぐ場合は、年度別に記載する必要があります。また、届出日より30日以降であるか注意してください。

集材路による作業になるとしますので、作業道の幅員と延長を記入してください。

伐採及び伐採後の造林の届出書記載例-3

(別添)

造林計画書

伐採面積と造林面積を一致してください。市町村整備計画による植栽条件を満たし、確実に伐採跡地が更新される計画にしてください。

森林所有者が造林の実施者です。作業を委託する場合、委託先に事業体の名前を記載してください。

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積(A+B+C+D)	◎. ◎◎ ha
人工造林による面積(A+B)	◎. ◎◎ ha
植栽による面積(A)	◎. ◎◎ ha
人工播種による面積(B)	ha
天然更新による面積(C+D)	ha
ぼう芽更新による面積(C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし
天然下種更新による面積(D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	対策
人工造林(植栽・人工播種)	●年●月●日～●年●月●日	スギ ヒノキ 広葉樹等	ha	本		
天然更新(ぼう芽更新・天然下種更新)						
5年後において適確な更新がなされない場合						

伐採の終了した日の翌年度から2年以内

天然更新の場合、5年後に完了していなければ2年以内に造林が必要になります。

ニホンジカが目撃情報をご提供ください

茨城県内におけるニホンジカの定着・繁殖を防止するため、目撃情報の提供をお願いしています。
シカが定着・繁殖すると農作物や樹木への被害が懸念されますので、目撃された場合は森林組合までご連絡ください。

指名手配



組合員の変更・相続手続きのお願い

組合の皆様、ご家族の方をお願いです。組合員ご本人が亡くなられた場合、組合員の名義変更をお願いしています。変更届がございますので、事務所へお越しいただくか、変更届を郵送致しますのでご連絡をお願いします。また、組合員の方が病気や高齢等で名義の変更を希望される場合もお手数ですが、ご連絡をお願いします。

「林業いばらき」購読の御案内

茨城県林業改良普及協会では、月刊誌「林業いばらき」を発行しております。購読は、年会費制（普通会员）となっており、月刊誌「林業新知識」とセットでお届けします。また、普通会员のうち、希望される方には、月刊誌「現代林業」の購読もお申込みいただけます。

お申込みと会費の納入方法

- 普通会员：年会費2,500円
- 普通会员＋「現代林業」購読：年会費6,500円

お申込み先

- ・下記のお申込み先に、お電話又はメールでお申込みください。
- ・会費は、別途徴収させていただきます。

茨城県林業改良普及協会

〒311-0122 茨城県那珂市戸4692

（茨城県林業技術センター内）

TEL 029-295-7318 FAX 029-295-1325

E-mail ringyose@pref.ibaraki.lg.jp



令和5年度 役員・総代選挙のお知らせ

高萩市森林組合では、令和5年度が理事・総代選挙の年となります。理事12名・監事3名、総代156名が定数であり、立候補者が定数を超えない場合は選挙は行われません。総代につきましては、定数に満たない場合、推薦となりますので組合員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

今後ともよろしくお願いいたします。

総務部長	大部 栄
業務係	山崎 雄紀
庶務係	澤村 由美
業務係	山野辺 世秀
庶務係	渡辺 小百合
住所	高萩市下手綱字南沢1952-17
電話	0293-22-4866
fax	0293-44-3944